

給与支払報告
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。《市町村提出用》

令和 年 月 日 双葉郡浪江町長 様	給(特 与別 徴収 義務 者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指 定 番 号							
		名称		連絡者の係 及び氏名並 びにその電 話番号	係						
		代表者の職 氏名印		氏名	電話 () - 番						
給 与 所 得 者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額(支払予 定額)
	氏 名	(旧姓)	円	月分 から	円	円		1.退 職 2.転 勤 3.休 職 4.長 欠 5.死 6.会社解散 7.住所誤報 8.	1.特別徴収継続 2.一括徴収 残額を退職者 から全額徴収 して納入する 3.普通徴収 残額を退職者 本人が納入する	円	円
	生年月日	年 月 日		月分 まで						控除社会 保険料額	勤続年数
	旧住所 (浪江町)	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)								円	年
	現住所 (避難先)	(給与の支払を受けなくなった後の住所)									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	●退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間の退職した方の 残額については退職時に一括徴収する ことが義務づけられています。 なお、それ以外の間に退職された方 についても、本人の了解を得て、なるべく一 括徴収の方法で納入して下さるようお願い いたします。	※市区町村記入欄	
1.異動が当年12月31日までで、本人より申出があったため (月 日申出) 2.異動が翌年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円		現 年 度	新 年 度
一括徴収できない理由	一括徴収した税額は、 月分で納入します。					
(○を付してください) 1.5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額 より少ないため 2.その他 理由()	(令和 年 月 日納期限分)					

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円 月分から徴収し 納入する。	給(特 与別 徴収 義務 者)	所在地	郵便番号	指定番号	※新規	
		フリガナ		連絡者の係 及び氏名並 びにその電 話番号		係
		名称		氏名		電話 () - 番
		代表者の職 氏名印		電話		
給与支払方法 及びその期日	払込を希望する 金融機関の所在地 及び名称			経理責任者 氏 名		

※新規の場合は、○印をつけて下さい。

注意

1 先では転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を
2 (課税地、下段)の市区町村等に送付してください。必要がありませ
※の欄は、届出者において記入する必要があります。